

仙台市介護保険審議会

地域包括支援センター運営委員会

(第7期計画期間 第8回会議)

日時：令和2年7月2日（木）午後6時から
場所：仙台市役所本庁舎2階 第一委員会室

次 第

1 開会

2 報告

(1) 令和2年度地域包括支援センターの事業計画について

(2) 地域包括支援センターの事務所移転等について

3 議事

(1) 令和2年度地域包括支援センター事業評価及び指導の実施について

(2) 地域包括支援センター担当圏域の見直しについて

(3) 令和2年度地域包括支援センター運営委員会スケジュール（予定）について

4 その他

5 閉会

資料

●資料1 令和2年度地域包括支援センターの事業計画について

【資料1－1①】「令和2年度地域包括支援センター運営にあたっての基本方針等」における特徴的な記述

【資料1－1②】令和2年度地域包括支援センター運営にあたっての基本方針等

【資料1－2】地域包括支援センター一覧（令和2年5月1日現在）

●資料2 令和2年度地域包括支援センター事業評価及び指導の実施について

【資料2－1】令和2年度事業評価Ⅱ 地域包括支援センター自己評価の着眼点

【資料2－2①】事業評価Ⅰ 地域包括支援センター用レーダーチャート

【資料2－2②】事業評価Ⅰ 市町村用レーダーチャート

【資料2－2③】事業評価Ⅰ 連携項目比較シート

【資料2－3】地域包括支援センター事業評価Ⅱ総括票

【参考資料1】厚生労働省通知「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について

（通知）」の一部改正について

●資料3 地域包括支援センター担当圏域の見直しについて

【資料3－1】地域包括支援センター担当圏域別高齢者人口

【資料3－2】介護保険法・介護保険法施行規則・仙台市介護保険条例 拠粋

●資料4 令和2年度地域包括支援センター運営委員会スケジュール（予定）

**仙台市介護保険審議会 地域包括支援センター運営委員会
(第7期計画期間 第8回会議) 議事録**

**日時：令和2年7月2日(木) 18:00～19:10
場所：仙台市役所2階 第一委員会室**

〈出席者〉

【委員】

井野一弘委員長、岩渕秀子委員、大内修道委員、駒井伸也委員、佐藤功子委員、鈴木峻委員、長野正裕委員、橋本啓一委員、森高広委員、若生栄子委員 以上10名、五十音順

【仙台市職員】

保険高齢部長米内山、高齢企画課長白岩、地域包括ケア推進課長松本、地域包括ケア推進課認知症対策担当課長千葉、介護保険課長中村、介護事業支援課長山崎、地域包括ケア推進課推進係長佐藤、介護事業支援課居宅サービス指導係長重石

〈議事要旨〉

1 開会

会議公開の確認→異議なし

議事録署名委員については佐藤功子委員に依頼→佐藤功子委員了承

2 報告

(1) 令和2年度地域包括支援センターの事業計画について

地域包括ケア推進課長松本から説明 (資料1、資料1-1①, ②)

【質疑応答】

なし

(2) 地域包括支援センターの事務所移転等について

地域包括ケア推進課長松本から説明 (資料1-2)

【質疑応答】

なし

3 議事

- (1) 令和2年度地域包括支援センター事業評価及び指導の実施について
地域包括ケア推進課長松本、介護事業支援課長山崎から説明（資料2-1、資料2-2①②
③、資料2-3、参考資料1）

【質疑応答】

橋本委員: 地域包括支援センターには、地域に密着して一所懸命頑張っていただいている。今年度の事業評価と指導の実施について、国の指標と仙台市の指標を基に、ヒアリング調査を行うという説明があったが、今年度はコロナ禍で、社会不安が相当高まっていて、地域活動の自粛というように社会全体が制限されているわけであり、特に、人と人が顔を合わせて何かをすることが困難な状況にある。特に、外出自粛の影響で、高齢者が体を動かす機会が減り、心身機能の低下が懸念される。高齢の方に直接話を伺ったところ、「出かけちゃだめだと言われるので、一日中家に居た、一日中テレビを見ていた」という方々が結構増えているのは当然の結果であり、「腰が痛くなった」「転びやすくなった」という声がかなり聞かれている。

今日、小学校の校長先生と情報交換する機会があったが、「子供たちに怪我がすごく多い、2か月間自粛してきたこともあって、どうも子供たちの気持ちは体についていっていないようだ」という話を伺い、驚いたところである。子供たちでそうであれば、高齢の方々はなおさらそうではないかと思った。また、消費者被害と言うか、マスクや効果が不明な消毒液の売り込みを受けたといった相談を、高齢の方々から私自身も受けたことがあった。

こういった状況の中で、センターの職員の方々は、家庭訪問や地域支援事業を進めるにあたって、自分が感染するリスクや自分が相手に感染させてしまうリスクがあることから、試行錯誤しながら、悩みながら取り組んできたと、話を伺った。また、状況が大きく変わっており、当初の事業計画を進めていくことが難しい中、試行錯誤しながら、遅れを挽回しながら、サービス提供、様々な相談に対応していくなければならない、といった声もあった。資料の指標を見てみると、平時の指標が具体的に記されているが、このような状況においては、各センターが一所懸命に取り組んでいる積極的な事業などについて、自己評価の項目を新たに作成するなど評価してあげる仕組み、他のセンターにも参考にしてもらえるような仕組みを考えてもよいのではないか。何か考えがあれば教えていただきたい。

松本課長: ご紹介いただいたように、各センターでは知恵を出し合いながら、様々な取組を行っていただいている。一つ例をあげると、介護予防教室がある。通常

であれば、屋内に十数名集めて行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響でその形での実施は難しいということで、センターによっては、青空運動教室の様な形で近くの公園で行う、あるいはウォーキングを行うといったところもある。また、あるセンターでは、十数名を一度に集めるのではなく、時間帯を決めて個別対応で、その人の状態像を見た上で、その人に必要な運動や指導を行うといった、やり方を工夫している。

こういった取組を他のセンターでもできないか、良い取組を評価し、全市に広めていくようなことも必要かと考えている。

センターの個別評価であれば、資料2-3の事業評価Ⅱの総括表の中で、なんらかの形で工夫をしながら行っている点を評価する、そして、評価結果を全センターに返すときに、センター名を伏せた上で、こういったやり方でやっているセンターもあるという形で、優れた事例の紹介も以前からやってるので、こうしたことにより、全市に広まっていけばいいと考えている。

橋本委員：ぜひ、センターの積極的な取組を評価していただきたい。また同時に、そういった良い事例、参考になる事例を、他のセンターでも生かされるよう、事業評価などに記載できれば、より良いものになると思うので、提案させていただいた。

若生委員：認知症の施策推進大綱を踏まえて地域包括支援センターでも力を入れてくださることには、当事者の団体として大変ありがたいと思っている。しかし、私共が様々な相談を受ける中で、こんな例があった。認知症の方の早期発見・対応について、なかなか受診に結びつけられない方々が結構いらして、認知症初期集中支援チームに連絡して、対応して欲しいという旨をセンターに連絡していた。しかし、その後どのように対応してくださったのか、受診に結びついたのか、対応結果の報告がない。センターには結果報告を行っていただき、事後報告の有無までを含めて評価していただきたい。

もう一点、認知症、高齢者虐待の対応についてだが、家族としては、虐待ということではなく、少し注意したことで、叩かれたとか、虐待を受けたというようなことを、認知症の本人がセンターに連絡して、家族が窮地に追い込まれたという事例があり、虐待者として地域から見られたと聞いた。その真偽は分からないが、そのような地域の目というものは家族にとっても住みにくい原因になるのではないかと思う。一概に、認知症の本人の声がすべて正しいという訳でもないと思う。そのようなところを、きちんと判断して、どれが正しい対応だったのか、どれが真実なのかということも見極めることも地域包括支援センターとしての仕事にしていただきたいと思う。地域

の中でも家族が孤立しないようにと思っているので、事例をお話しさせて
いただいた。

松本課長：地域における「連携」の大切さに関するご指摘かと思う。委員にお話しいただいたほかに、民生委員の方からも同様の話をいただいている。民生委員の方がせっかく地域包括支援センターに繋いだのに、その後どうなったのか全く教えてもらえないといったご指摘を、担当の社会課長を通じていただいている。こうしたことに対しては、例えば、研修の場を活用して、繋いでいただいたら、その結果をフィードバックするなどして、地域の方々との連携をより深めていただきたい、といった話をしたいと思っている。

井野委員長：他に質問等なければ、「令和2年度地域包括支援センター事業評価及び指導の実施について」は承認としてよろしいか。

(一同了承)

井野委員長：それでは、当議案を承認とする。

(2) 地域包括支援センター担当圏域の見直しについて
松本課長から説明（資料3、資料3-1、資料3-2）

【質疑応答】

森委員：今後3年間の地域包括支援センターの区域については、分割などの見直しは行わず、基本人員、配置人員の増加でまかなっていくというのが、基本的な方針かと思う。ただ、この基本方針の中で、この基準に満たなくても、当該地域を取り巻く状況や地域の組織の関係等ということで、分割を行うことも可能か？

具体的な対象として、あやし地域包括支援センターが従来から気になっていた。高齢者人口が7,000人を超えてるのは、あやし、長町、山田の3か所で、長町は今7,400人だが、事業所も多く、基本3職種の人員の選考も容易にできる。地域包括支援センター一覧の去年の6月では8か所、基本人員に満たないセンターがある。そして11月には7か所になり、今回の5月1日付では4か所となって基本人員に満たないセンターは急激に減った。しかし、あやしは慢性的に基本配置人員が不足している。あやしは広域にわたり、かなり忙しい地域包括支援センターであると聞いている。さらに高齢者

人口の増加率からみても、あやしは去年の1月23日から今年の5月1日現在で4.1%を超える人が増加している。同様に高齢者人口の増加率は、長町で2.54%。山田では0.6%だった。そういう意味で、あやしはこれから急激に高齢者の人口が増加する、3年以内では7,500人を超える勢いで増えるのではないか、と想定している。ここは慢性的に地域包括支援センターを担ってくれる人員を探すのが難しいと、そういった意味では、分割を行うというのも考えなくてはならないのではないか？

松本課長：あやし地域包括支援センターについては、先程申し上げたとおり、広瀬中学校と錦ヶ丘中学校の2つの中学校がある。錦ヶ丘中学校区だけで見ると、高齢者人口が1,853人で、3千人を大きく下回っている。ここに単独でセンターを設置しようとすると、3職種をそろっては置けないことになってしまふ。地域包括支援センターの一番の強みは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーの3職種が、力を合わせてチームでやっていくことだと思うので、3千人を大きく下回る地域に地域包括支援センターを設置するのは厳しいのではないかと考えている。ただ、委員ご指摘のとおり、当該地域は、大きな団地、住宅地なので、今後一気に高齢者が増えていくことも考えられる。そういったところを見定めながら、分割が良いのか、増員で対応したほうが良いのか、その時々に検討していきたいと考えている。

森委員：そういった形で長期的な課題についての目配せを怠らないように見て行っていただければ良いのではないかと思う。

井野委員長：他に質問等なければ、「地域包括支援センター担当圏域の見直しについて」は承認としてよろしいか。

(一同了承)

井野委員長：それでは、当議案を承認とする。

(3) 令和2年度地域包括支援センター運営委員会スケジュール（予定）について
松本課長より説明（資料4）

【質疑応答】

なし

4 その他

【質疑応答】

橋本委員：再度コロナ関係で恐縮だが、第2波に備えることが重要と考えるのでお話しをさせていただく。現場の方々に話を伺ったところ、これまで各センターには、4月頃国から布マスクが職員一人につき一枚、6月頃県から50枚入りの不織布マスクが6箱、配られたと聞いた。足りないところは各センターで準備されたと聞いたが、相当苦労しながら消毒液やマスクを調達したようだ。今後、新型コロナウイルス感染症の第2波に備えて、各センターでも準備をしていかなければと考えているが、仙台市として、センターに対するマスクや消毒液などの支援について、何か考えているのか？

松本課長：マスクについては、委員にお話しいただいたとおりである。消毒液について当課で手配しようとしたが、在庫がなく、入手できない状況であり、入荷の情報を待っている状況である。

橋本委員：現状について、そういう状況だということ、よく分かった。私も、在宅医療を受けている方から、これまでドラッグストアで購入していた70%以上のアルコールが手に入らないといった相談を受け、業者の方にお話したところ、一斗缶でなら分けていただけるということで、小分けして渡すことができたということがあった。必要としているのは地域包括支援センターだけではないのは十分承知しているが、業種によっては品物を準備できるような状況になってきているので、ぜひ対策を進めていただきたい。

山崎課長：マスクや消毒液などについては、基本的に国の補助制度の中で、都道府県を通して行われている。私共では、県からの依頼を受けて、各事業所に必要数等を確認し、情報を共有させていただいている。7月初旬からは防護服等についても同様の取扱いとなり、先程話にあった消毒液についても、県と協力しながら対応していきたい。

5 閉会

仙台市介護保険審議会
地域包括支援センター運営委員会
(第7期計画期間 第9回会議)

日時：令和2年9月8日(火)午後5時40分から
場所：仙台市役所本庁舎6階 第一議室

次 第

1 開会

2 議事

河原町地域包括支援センターの委託先法人の変更等について

3 その他

4 閉会

資料

- 資料1 「河原町地域包括支援センターの委託先法人の変更等について」

**仙台市介護保険審議会 地域包括支援センター運営委員会
(第7期計画期間 第9回会議) 議事録**

**日時：令和2年9月8日（火）17:40～17:50
場所：仙台市役所6階 第一会議室**

〈出席者〉

【委員】

井野一弘委員長、岩渕秀子委員、大内修道委員、駒井伸也委員、佐藤功子委員、鈴木峻委員、森高広委員、若生栄子委員 以上8名、五十音順

【仙台市職員】

米内山保険高齢部長、白岩高齢企画課長、松本地域包括ケア推進課長、千葉地域包括ケア推進課認知症対策担当課長、中村介護保険課長、山崎介護事業支援課長、佐藤地域包括ケア推進課推進係長、高橋介護事業支援課主幹兼指定係長

〈議事要旨〉

1 開会

会議公開の確認→異議なし

議事録署名委員については若生栄子委員に依頼→若生栄子委員了承

2 議事

河原町地域包括支援センターの委託先法人の変更等について

地域包括ケア推進課長松本から説明（資料1）

【質疑応答】

なし

井野委員長：「河原町地域包括支援センターの委託先法人の変更等について」は承認としてよろしいか。

（一同了承）

井野委員長：それでは、当議案を承認とする。

3 その他
なし

4 閉会

仙台市介護保険審議会
地域包括支援センター運営委員会

(第7期計画期間 第10回会議)

日時：令和2年12月3日（木）午後5時から
場所：上杉分庁舎2階 第二会議室

次 第

1 開会

2 報告

(1) 令和2年度地域包括支援センター事業評価結果について

(2) 令和2年度地域包括支援センター実地指導について

3 議事

(1) 令和3年度以降の地域包括支援センター設置運営事業委託について

4 その他

5 閉会

資 料

●資料1－1 令和2年度 地域包括支援センター事業評価結果について

資料1－2 令和2年度 事業評価Ⅱ地域包括支援センター自己評価の着眼点

資料1－3 令和2年度 地域包括支援センターにおける取組事例集

参考資料1 令和2年度 地域包括支援センター事業評価Ⅱ結果概要

●資料2 令和3年度以降の地域包括支援センター設置運営事業委託について

参考資料2 地域包括支援センター設置運営法人の公募について

**仙台市介護保険審議会 地域包括支援センター運営委員会
(第7期計画期間 第10回会議) 議事録**

日時：令和2年12月3日（木）17:00～18:10
場所：仙台市役所上杉分庁舎2階 第2会議室

〈出席者〉

【委員】

井野一弘委員長、岩渕秀子委員、駒井伸也委員、佐藤功子委員、長野正裕委員、橋本啓一委員、森高広委員、若生栄子委員 以上8名、五十音順

【仙台市職員】

米内山保険高齢部長、白岩高齢企画課長、松本地域包括ケア推進課長、千葉地域包括ケア推進課認知症対策担当課長、中村介護保険課長、山崎介護事業支援課長、佐藤地域包括ケア推進課推進係長、零石介護事業支援課居宅サービス指導係長

〈議事要旨〉

1 開会

- ・ 会議を公開とすること及び資料の一部（参考資料1）につき仙台市情報公開条例第7条第5号に該当することとして非公開とすることの確認→異議なし
- ・ 議事録署名委員については岩渕秀子委員に依頼→岩渕秀子委員了承

2 報告

（1）令和2年度地域包括支援センター事業評価結果について

松本地域包括ケア推進課長から説明（資料1-1、資料1-2、資料1-3、参考資料1）

（2）令和2年度地域包括支援センター実地指導について

山崎介護事業支援課長から説明（口頭説明のみ）

【質疑応答】

森委員： 私は長年、生活支援の一環としてボランティアを行っている。昨年までは様々な介護事業施設を訪問し、利用者の方にお尋ねする中で、センターの動きが目に見えていた。しかし、今年は新型コロナウイルス感染症の関係で、5月以降は全くセンターの動きが見えなくなった。それを踏まえ、この業務評価の結果について、この評価の内容が例年同じであることに疑問を感じる。センター利用者や関わりのあった方から話を聞くと、企画、立案、実行の中で、実行の部分が、新型

コロナウイルス感染拡大防止の規制下では、やりたくてもできないという状況だと聞いた。そういった中、センターの評価について、20センターは優れた業務内容を実施しており、センターとして必要とされる業務を十分に実施できていると評価されている。しかし、実際にセンターはこのような業務を十分に実施できたのだろうか。逆に言えば、一般業務面が、実際は困難な状況だったのではないかと懸念している。

そのような意味で、今年はコロナ禍・感染防止といわれている中で、この業務評価の基準は、そのまま当てはまるのだろうかと疑問に感じる。今後の評価基準は臨機応変に、そのときの状況に応じて評価を変えた上で、事業評価を実施してもいいのではないか。

松本課長： 今年度当初は、介護予防教室や地域のサロン等が、コロナの影響で休止に追い込まれ、センターの職員も活動したくても活動できない状況であった。そのような状況で、例年同様の評価基準で評価を実施したが、取組み事例集でも示したとおり、各センターはそれぞれ工夫しながら様々な業務を行っていただいている。他センターにも情報共有をしながら、全体の底上げを図って参りたい。

一方で、最近コロナがまた活発になってきており、地域によっては、積極的な活動は控えたいという声もいただいている。今回いただいた意見は今後の課題にさせていただき、評価の在り方や方法を検討していきたい。

若生委員： 令和2年度地域包括支援センター実地指導について伺いたい。私たちから、入院中の方の家族に質問したところ、やはり指導されている中でも、病院や施設によって、面会についての対応に随分バラツキがあると感じる。面会方法は、事前予約あるいは直接会わずにリモートという方法もあるが、家族の望むような面会が難しいことや、一週間で一回、二週間に一回の予約でしか会えないような声も聴いている。施設や病院の方針もあると思うが、家族あるいは本人は、会えないとストレスが溜まるなどの様々な問題が起きることもあるので、家族の思いを汲んでいただき、気持ちの面も考慮した上で指導していただきたい。

山崎課長： 先日、仙台弁護士会やその他の団体から、同じ内容の要望をいただいている。この面会については、最近様々な施設でクラスターが発生しているため、面会制限というのがクローズアップされている状況である。そのような意味で面会制限が大切だという声も聽かれ、一方で若生委員の意見にあるような、ご家族が会

えないという心配もあり、非常に難しい問題であると認識している。現在、仙台市だけでなく宮城県も同様の要望を受けているため、今後も、宮城県と協力しながら、面会等についても状況を確認するなどして、適切な方向を考えていきたい。

駒井委員： 今回の事業評価の結果について、各センターはこのようなコロナの状況で、自己評価を行い、取り組み事例もあげており、非常に活発な活動をしていると感じている。それを踏まえ、各センターの事業が、その地域の市民にどう感じられているのか、という評価の視点が不足しているのではないかと思う。センターはこれだけ頑張っているため、地域住民から、こういうことですすごく助かったとか頼りにされているという声もあるかと思う。そういう声もフィードバックするとセンター職員の士気が上がるのではないかと思う。そのような意味では、仙台市でも、センターごとに、利用者へのアンケートを実施することを考えていきたい。

松本課長： 駒井委員からいただいた意見について、以前、森委員からも同様の意見をいただいていたかと思う。センターに、第三者のあるいは利用者の評価結果を盛り込んだ方が良いのではないか、という意見である。3年ごとに作成する高齢者保健福祉計画を作成しており、その事前調査としてセンターの認知度について調査しており、認知度については徐々に上がっている。しかし、利用者の満足度調査は行っていない。センターによっては、意見箱を設置して、匿名の意見を受け付けることや、年一回利用者満足度アンケートを行っているセンターもある。そのような事例も参考に、どのような形で市民の満足度等を調査して、それをセンターにフィードバックできるか、今後検討させていただきたい。

橋本委員： 各センターの工夫や特徴的な取組について、事例集にまとめていただき、全センターに共有するという仕組みを作っていただき、感謝する。このような特徴的な取組みが評価され、共有されることは、各センターにとっても、すごく経験になるのではないかと思うので、ぜひ引き続きよろしくお願ひしたい。

2点質問させていただきたい。1点目は資料1-1で説明いただいたが、1ページの事業評価で、今年の9月から10月で事業評価を行っており、その対象となる基準について理解したが、事業評価というのはどういう結果だったかというよりも、どのように対応し、どのように改善したかということを共有することが重要だと思う。例えば、①令和元年度の事業評価において、工夫改善の必要があ

ったという事で、その部分について令和2年度に確認したと説明をいただいたが、このあたりについて、先ほどの参考資料1のEセンターとMセンターの事例集も指摘があったように、これはしっかりと改善したのか、また具体的に行政側として、なにかしらの支援をしたのか確認させていただきたい。

併せて2点目として、評価基準について伺いたい。欠員が生じるなど、各センターでは、人員を確保に相当苦労していると伺っているが、その欠員が生じている状態が継続していることについて、仙台市はどのような支援を実施したのかを確認したい。

松本課長：一点目の資料1-1 昨年度の事業評価において、業務内容に工夫改善の必要性があるという項目については、机上配布の参考資料1の7ページにあるGセンターがこの①センターである。このセンターは、先程のE,Mセンターと同じように、総合相談の記録が不十分だということで指摘をした。総合相談・支援業務について、昨年度までは十分には出来ていなかったが、今年度は、積極的、あるいは独自の効果的な取り組みと評価できる事項に、発言の要旨が簡潔で客観的な状況、所感、判断などがわかりやすく記載されている、と評価されている。さらに、支援にあたっても本人や家族とも丁寧に行っていると改善されたことを確認している。指摘を受けて改善がなされており、底上げされているため、この事業評価が役に立っていると思う。

二点目の欠員については、該当するセンターの欠員状況も確認の上、後日に改めて回答させていただきたい。

3. 議事

- (1) 令和3年度以降の地域包括支援センター設置運営事業委託について
松本地域包括ケア推進課長（資料2、参考資料2）

【質疑応答】

橋本委員：それぞれの事業所の方々は人員確保に苦労しながら、センターを運営されているが、こういった状況になるというのは、ある程度、仙台市でもわかっていたと思う。この募集自体について、もっと早い時期に確認して対応すべきだったのではないかと思う。他の事業所も相当、人員確保に苦労されているため、今どのように考えているか確認させていただきたい。

松本課長：確かに公募のスケジュールが大変厳しいものになっている。例年どおりのスケジュールで意向調査等を実施してきたが、もう少し早く意向調査の前倒しをし

て、各法人が検討する期間を持てれば、なお良いと思う。今年度はこのスケジュールで行うが、次回以降については、意向確認の時期を早めるなど、検討して参りたい。

橋本委員：できるだけ早期にこのような状況について把握する、対応するというのは当然必要だと思う。センターの多くが長年、職員確保の難しさを日々におっしゃっているが、確保の難しさについて、その現状を改めて仙台市はどのように確認しているのか、その取組みについても改めて確認させていただきたい。

松本課長：現在 52 センターを社会福祉法人あるいは株式会社など 31 法人に委託している。今回そのうち 1 法人から 1 センターについて辞退の申し出があり、その理由として、職員の確保の困難さがあげられた。法人によって労働条件や教育環境が異なるため、何が職員確保を難しくしているかは、一概には言えないが、センターは忙しくて大変なようだと聞いて避けられているのだとすれば、本市としても手を打っていかなければならないと考えている。

センターの業務負担軽減について、一昨年度よりセンター連絡協議会の方々と意見交換を重ねている。意見交換の内容を踏まえて、今年度からセンターの第 2 層生活支援コーディネーターを支援する第 1 層生活支援コーディネーターを設置したところである。

また、次年度からの契約に向け、センター業務の大きな負担になっているのが、介護予防ケアプランの作成、管理であり、こちらに関して、職員が担当する件数に上限を設け、その上限を超えた分は、外部に委託するか新たに職員を雇うかのいずれかの対応になっており、仙台市では、新たに職員を採用する際の委託料の加算を拡充することを検討している。こうした取り組みにより、職員個々の業務負担の軽減を図りながら、職員に長く勤めていただける、または新たな方にも来ていただけるような環境を整備して、仙台市としても職員の確保を支援していきたいと考えているところである。

橋本委員：今回、大和蒲町地域包括支援センターは辞退し、一方で七郷地域包括支援センターは単年度ということで、もちろんこちらの理由としては現受託法人が引き続き受託意向であるということだから、それを受け入れざるを得ないのかもしれないが、実際に大和蒲町地域包括支援センターと同じような辞退が、七郷地域包括支援センターまで拡大しないかと心配している。回答いただいた中で、やは

り区役所との連携や、センターの業務で大きなウエイトを占めている相談業務等について、多様化や複雑化している状態も増えているため、そうしたところを支える、サポートするような連携を、さらに充実していただきたい。精神疾患や、認知症など、様々な専門的な知識が必要になってくるかと思うので、区役所や、医療関係の方との連携をさらに図っていただきたい。

松本課長： センターに対して、今ご紹介いただいたような様々なご相談が寄せられており、高齢者の相談窓口として一層、期待が高まっていると感じている。仙台市としても、センターが地域の支援の拠点として、しっかりと機能を果たしていくよう支援して参りたい。

橋本委員： センターの設置基準の見直しについて、以前より様々な団体から要望等を聞いているかと思う。センターは平成18年から設置されて以来、設置基準は見直しされていない。しかし、時代の変化により、センターの役割がさらに重要になってきている。そのようなことも考えると、人員の配置数や配置専門職の見直し、これは国の基準に基づいて進められているわけだが、こういうのを積極的に政令指定都市として、国に働き掛けていただきたい。

松本課長： センターによって、求められる内容、あるいは圏域内の高齢者人口も変化しております、機会をどうぞ国にも意見を申し述べていきたい。

井野委員長： 「令和3年度以降の地域包括支援センター設置運営事業委託について」は承認としてよろしいか。

(一同了承)

井野委員長： それでは、当議案を承認とする。

3 その他
なし

4 閉会

仙台市介護保険審議会
地域包括支援センター運営委員会
(第7期計画期間 第11回会議)

日時：令和3年2月4日（木）午後5時から
場所：仙台市役所本庁舎2階 第二委員会室

次第

1 開会

2 報告

- (1) 令和2年度 事業評価Ⅰ 全国平均との比較について

3 議事

- (1) 令和3年度 地域包括支援センター運営方針及び業務水準表について
(2) 大和蒲町地域包括支援センター設置運営事業委託契約 受託候補者の選定について
(3) 指定介護予防支援事業所の更新について

4 その他

5 閉会

資料

【資料 1】令和 2 年度 事業評価 I 全国平均との比較について

【資料 2】令和 3 年度 仙台市地域包括支援センター運営方針について（案）

【資料 3】令和 3 年度 地域包括支援センター業務水準表（案）

【参考資料 1】令和 3 年度仙台市地域包括支援センター運営方針（案）及び業務水準表（案）について

【資料 4】大和蒲町地域包括支援センター設置運営事業委託契約 受託候補者の選定について

【参考資料 2】審査結果について

※当日机上配布

【資料 5】指定介護予防支援事業所の指定更新について

**仙台市介護保険審議会 地域包括支援センター運営委員会
(第7期計画期間 第11回会議) 議事録**

日時：令和3年2月4日（木）17：00～18：30

場所：仙台市役所本庁舎2階 第2委員会室

〈出席者〉

【委員】

井野一弘委員長、岩渕秀子委員、大内修道委員、駒井伸也委員、佐藤功子委員、清治邦章委員、橋本啓一委員、森高広委員、若生栄子委員 以上9名、五十音順

【仙台市職員】

米内山保険高齢部長兼地域包括ケア推進課長事務取扱、白岩高齢企画課長、千葉地域包括ケア推進課認知症対策担当課長、中村介護保険課長、山崎介護事業支援課長、大石若林区障害高齢課長
零石介護事業支援課居宅サービス指導係長

〈議事要旨〉

1 開会

- ・ 会議を公開とすること及び資料の一部（参考資料2）につき仙台市情報公開条例第7条第5号に該当することとして非公開とすることの確認→異議なし
- ・ 議事録署名委員については大内委員に依頼→大内委員了承

2 報告

(1) 令和2年度 事業評価Ⅰ 全国平均との比較について

米内山保険高齢部長兼地域包括ケア推進課長事務取扱から説明（資料1）

【質疑応答】

森委員 : 1p のレーダーチャートは、仙台市のような政令指定都市から村まで全てを含めた全国市町村の平均であるが、政令指定都市と村の単位では、人口や経済基盤の規模等が大きく異なる。そのような政令指定都市から村までを合算し算出した平均と、政令指定都市である仙台市を比較するのは、仙台市の実態を把握する手段としては難しいのではないか。例えば、市ののみ又は政令指定都市のみの平均から算出したレーダーチャートと比較をする方が仙台市の実態をよりはっきりと把握できるのではないか。

米内山部長 : ご指摘のとおり、全国市町村には規模の差があるため、このチャートが仙台市の実態を把握するための比較対象として適当なのか、といった課題があると認識している。

しかし、国から市の単位あるいは政令指定都市の単位で比較ができるような指標が示されていないため、現時点では全国平均との比較を示させていただいたが、今後は機会を捉えて、近い都市規模での比較できる指標を提示できないか、国に対し提案していきたい。

森委員：総合相談支援項目が水準以下になっている。今年度の取組み方針が、令和元年度の取組み方針と同じであり、「他都市との取り込み状況を参考に、センターと協議をして図っていく」と伺ったが、この取組み方針を達成することによって、評価の改善は見込めるのか。

米内山部長：総合相談支援項目について、全国的にも達成度が低い要因として、何をもって相談案件の終結とみなすのか、という客観的な条件を設計することが困難な点がある。センターと協議しながら、一定の基準として定めていく事についても、難易度が高いのが現状である。そのため、既に相談案件の終結条件を設定している都市の事例を参考に、評価改善に向けて引き続き検討していく。

森委員：仙台の場合、レーダーチャート7項目すべてが水準以上で然るべきではないかと考えている。この事業評価が国のインセンティブ交付金の付与の算定基準になっており、評価が平均を上回っている場合、交付金の増加が見込めるため、目標を達成していただきたい。

3 議事

(1) 令和3年度 地域包括支援センター運営方針及び業務水準表について
米内山保険高齢部長兼地域包括ケア推進課長事務取扱から説明（資料2、資料3、参考資料1）

【質疑応答】

若生委員：ご説明いただいた業務水準表の見直しは、センターがより良い地域にしていくためであり感謝している。地域住民である私たちにとって、センターは困ったときの場所になっている。やはり、私たちが、何かあったときにセンターがあるという安心感を持てるものであって欲しい。しかし、「センターが何をしているか、センターがあるのは知っているが何をしているのか、内容がわからない。」という人がいると聞いた。センターは困っている人が必要としているからこそであって、健康に暮らしている人にとっては、設置されているのは知っているが遠い存在だと思う。業務水準表に関しても、センターについて知らなければ分からぬいため、何かあったときに、自分たちの中学校区にセンターという頼れる場所があるという事を更に周知して欲しい。

また資料2にある認知症施策の推進の「早期診断や必要としている場所、必要とし

ている支援を受けられるように」という記載について、仙台市と認知症の人と家族の会間での相談でもあるように、認知症かもしれない人を受診に結びつけられないというケースが多い。ご家族は対応に困っており受診に結び付けたいが、本人は病院に行く必要がないという。このような両者の声の差を縮めていく手段として、私たちは初期集中支援チームを紹介するが、その後に、センターや行政が相談結果を窓口に戻していない。連携が上手くいっていないという事に繋がるかもしれないが、もし相談して何か対応した上で動きがあったら、その結果をきちんと返していただきたい。

米内山部長：センターの周知について、市民の方へ浸透しているものの、何か相談があるような状況に陥らない限りは知らない、という方もまだまだ多いと認識している。より幅広く市民の方に情報が届くよう、様々な媒体を用いた周知方法の中で、どのような方法が効果的か検討していき、より一層周知に力を入れていきたい。

千葉課長：受診になかなか結び付けられない高齢者の方や、ご苦労なさっている家族の方はつらい状態であると把握している。そのような方々が受診に結び付きやすいよう、仙台市医師会に、かかりつけ医の認知症対応力向上研修事業を委託している。研修では、まずは顔の繋がりのある先生に相談していただき、次に必要なステップの相談に繋がるように提唱を行っている。今年度はコロナ禍で開催が難しい状況であったが、医師会で様々な工夫、尽力をいただいた。

また、認知症サポート医という、かかりつけ医の相談対応等の役割を担う先生の研修も、今年度は国からリモートで開催した。このような医療関係機関との繋がりで、受診に結び付きにくい高齢者の方が適切な支援に結びつくような対応をしていきたい。

初期集中支援チームに繋いだ方の結果が返ってこないという事について、前回の委員会でもご指摘いただき、適切な対応に向けて検討しなければと認識している。関係機関と連携をする上でも非常に大切な要因であるため、今後も意識して改善していきたい。

若生委員：相談の中に、今まで健康に過ごしてきたため、かかりつけ医が居ない方もいる。例えば、少し怪我をして対応してもらっただけであるなど、健康に過ごしてきた方たちには、かかりつけ医を持たない方もいる。そのような方々への対応についても考えていただきたい。

千葉課長：そのような方も居ると認識している。先程、若生委員からもあったように初期集中支援チームをうまく活用していただければ、適切な支援に繋がると考えている。

橋本委員

：各センターにおいて、環境や状況の違う高齢者の方々を様々な形で守るという役割を一生懸命果たして貰っているが、コロナ禍で苦労しながら様々な事業に取組んでいるのは、ご存じのとおりである。

まず、資料2の基本方針の網掛け部分に記載のある、コロナ禍における高齢者の活動の機会の減少について、そのような状況であっても各事業をしっかりと継続し、様々な手段を用いて事業を遂行して欲しいという基本方針だと思う。実際、各センターが事業を実施していく手段として、コロナ禍の新しい生活様式をどのように保ちながら、取り入れているのかと考えていく必要がある。例えば、地域の方にはPCやスマホを勉強している方もいる。

このような手段を活用しながら関係機関の集まりに参加して貰うことや、体操教室の参加をスマホなどから参加出来るような環境整備について、仙台市はどのような手法の推奨を考えているのか。

米内山部長

：やはりコロナ禍で、様々な活動に制約がある条件のもと、どのように活動を継続すればいいか、各センターでかなり苦労しながら活動していると認識している。コロナ禍における活動継続の手法として、今年度、各センターでどのような工夫をして活動を継続しているか、参考になる活動事例が出てきている。市でもそのような活動継続にむけた取組みを確認しており、一例として、地域ケア会議を今までのように大きな単位ではなく、地域のみで実施することや、あるいは午前午後の2部制にして少ない人数でも会議を行うような、より小さな単位で実施するセンターもあった。先程お話をいただいたリモートの方法を利用し、介護予防教室を実施した事例も把握している。

この具体的な活動事例を、センター職員向け研修の中で各センターに紹介しており、更にそのまま紹介するだけでなく、実際に取組んだセンター職員にも来ていただき、実施した上で良かった点、まだ課題だと思った点を話していただき、各センターが参考にする際に、より発展的なものになるような研修を実施した。その結果、下半期の介護予防教室やケア会議の開催回数が伸びている現状もある。流行の波による影響はあったかもしれないが、次年度においても、センター任せではなく、各センターで行っている参考になる事例は積極的に情報提供をした上で、市としてもリモートの方法を使用した開催の工夫を紹介するなど、センターと連携しながら活動の継続に向けた努力をしていく。

橋本委員

：各センターが行っている好事例集を紹介するのは良い取組みだと思う。ぜひ丁寧に各センターが連携を図れるような取組みをお願いしたい。

2pの重点取組み内にある「我が事」として「丸ごと」つながることで暮らしを支えるという文言に関して、「丸ごと」とは障害者、こども、生活困窮者が丸ごと繋がるという説明で具体的な文言の意味を理解した。国の関連する文書でも、この文言が最近使用されていると知っていたが、この文言だけでは分かりづらいのではないかと感じ

た。全ての方が自分のこととして意識を持ちながら、意識を醸成しながらなどの説明を重点取組み事項に加えた方がいいのではないか。

併せて、「関係機関との連携強化を図りながら新たな担い手の育成」とはどのようなものを想定しているのか。例えば「支援ニーズとサービスを提供する主体とのマッチング」とはどのようなものをイメージしており、「地域の活動に対する支援」とは、地域ボランティアの助成等を考えているのか、更なる説明をいただきたい。

米内山部長：1点目の「丸ごと」の文言に関しては、スローガンのようなものであり、万人にとつて理解しやすいものではないという指摘の通りであるため、記載の表現について工夫させていただきたい。

2点目の「関係機関との連携強化を図りながら新たな担い手の育成」について、地域サロンや様々な運動自主グループなど、通いの場の運営をなさっている方々の高齢化が進んでいく中で、新たな後継者とのマッチングが上手く行かず、活動継続が難しいという状況がある。そのような地域の通いの場における、活動の場の存続に向けて、新たな活動の担い手を地域の中で発掘し、センターが把握している活動に繋げる等のサポートを念頭に置いている。

最後に「支援ニーズとサービスを提供する主体とのマッチング」及び「地域活動に対する支援」について、具体例として、認知症センター養成講座を受けて、実際に認知症の方の支援を実施したいと考えている方を、認知症カフェのボランティアに繋ぐことや、地域の中で、ごみ出しの支援などの有償ボランティアを行っている方と、ボランティアによる支援を必要としている高齢者の方を把握し、マッチングさせるなどの活動を検討している。地域活動に対する支援については、具体的な助成事業についてはまだ検討中だが、担い手の育成や、サービスの提供している方とその受け手のマッチング等の取組みを通じて、地域活動が活性化するように支援していくという意味合いで記載している。

橋本委員：地域の世話役、町内会、仙台市社会福祉協議会、老人クラブなどの様々な団体に対し、そのような取組充実の検討を進めていただきたい。

資料3の業務水準表にある総合相談支援業務について、朱書き部分が「丸ごと」に関係していると思うが、このような実態把握や支援、地域共生社会の推進を仙台市が進めているものに関して、関係機関との連携促進、支援についての項目を、センターの業務に追加しているのはどのような意味があるのか。

また、4pの6-2、7-1内の記載について、仙台市社会福祉協議会に委託している各区にいる第1層生活支援コーディネーターの活動が期待されているが、このコロナ禍でどのような活動が出来ているか、また、区役所との連携の現状について、しっかりとその役割は果たせているのか伺いたい。

米内山部長：1点目の「丸ごと」に関する業務の追記について、現状でも各センターでは実践をしていると受け止めしており、様々な関係機関と連携をしながら総合相談業務について、実施していただいている。そのため、センターに新たに業務を課すのではなく、現在すでにを行っていただいている業務であるという前提のもと、第8期計画の地域共生社会の実現として、第1層生活支援コーディネーターのような複合的なケースに対応していくことを、第8期計画に合わせて業務水準表に記載した。

白岩課長：コロナ禍における第1層生活支援コーディネーターの状況について、活動スタートしてから一年が経つ。主に各区でセンターに配置している第2層生活支援コーディネーターと呼ばれる中学校区で活動する方が、それぞれの活動において、どうやってコロナ禍で支援するかについて悩んでいる中、第1層生活支援コーディネーターが、区の保健師とセンターがミーティングする場で、例えば、他の地域での参考事例や工夫などの情報提供を積極的に行っている。最近では、地域づくりに係るニュースレターに活動の報告が載るため、各関係団体・分野の方には積極的に情報が出るようにしている。本市も全てのセンターや区で、第1層生活コーディネーターがどのような活動しているかは把握していない。しかし、泉区の事例では、関わりのあったセンターから、第1層生活支援コーディネーターを配置していただいて、非常に助かったというお褒めのコメントをいただいている。褒めていただいた上、実際に何が本当に役に立ったのかというのは、その全てを十分理解しきれていない。現在、良いところを把握しようと情報収集している。まだコロナ禍で情報収集に時間がかかるが、活動としてはまだまだ制約はある中、最初の滑り出しとしては、皆さんしっかりと活動していただいている感触がある。

橋本委員：個別ケア会議の目標回数を圏域内高齢者人口の0.1%回以上とすることに関して、このような目標回数を掲げるのは、多くの事例を検討していくため必要ではあると思うが、会議の回数自体が目的になっていないかという懸念がある。必要とする方に対しては実施する必要があるが、必要に応じた回数の決定や、現状の声に合うような方法でも良いのではないか。

2点目は3職種その他職員の職務分担及び連携について、過去に何度か当委員会で発言したが、センターでも人間関係や重い業務が関係し、人の出入りも相当多いと伺っている。やはり、そのような要因を考えると3職種の人間関係に関する目標設定も必要ではあるが、役職ごとの役割分担を互いにしっかりと認識しながら、役割を發揮することが重要であり、なにより、その点をコントロールしている所長の手腕がとても大きいと言われている。そのような部分をもう少し果たすべき水準に記載することで、人の固定や職場環境での円滑な運営体制がとれるのではないか。

米内山部長：1点目の個別ケア会議の開催目標について、今回目標を設定した主旨は、個別ケア会議の開催によって、様々な地域課題を解決して実効性が上がるよう、会議そのものの厚み、底上げを目指す必要があるという理由から回数を設定させていただいた。会議の開催そのものが目的化してしまうのは、会議の形骸化やセンターの負担になってしまう恐れがあるため、その点を十分に留意しながら取組みを進めていきたい。また、個別ケア会議を実施しているか否かについての捉え方も、センターによっては、本市と認識の共有上手くができないと聞いているため、よりセンターの実態に留意していきたい。

2点目の職員の離職防止、良好な職場環境や質の高いサービスについて、そのようなことが非常に大事なことであると考えているため、提案いただいたように所長のマネジメント力を高めることや、職員間のコミュニケーション、チームアプローチ能力を高めていく取組みを続けていく必要があると感じている。実際に、人間関係を円滑にするマネジメントやチームでいかに課題解決の体制づくりをしていくか、今後のセンター向け研修にも取り入れ、向上を図っていきたい。しかし、そのあたりを業務水準表に客観的な指標として取り込めるかについては、表現上、難しい点があるため、貴重なご意見として受け止め、実際の業務の中で生かせるようにしていきたい。

井野委員長：「令和3年度 地域包括支援センター運営方針及び業務水準表について」は承認としてよろしいか。

(一同了承)

井野委員長：それでは、当議案を承認とする。

(2) 大和蒲町地域包括支援センター設置運営事業委託契約 受託候補者の選定について
米内山保険高齢部長兼地域包括ケア推進課長事務取扱から説明（資料4、参考資料2）

【質疑応答】

森委員：評点の配分は、各項目の重要性の順位ということで考えてよいか。例えば、35点の項目は非常に重要視しているが、10点の項目はあまり重要視しなくてもいいという考え方か。

米内山部長：評点の配分と重要性について、評点の低い項目を軽視しているわけではないが、より評点配分の高い項目はセンター運営にあたって、重要な項目となっている。

森委員 : A 法人が評価項目の 3 項目でズバ抜けて評価が高い中で、②運営するにあたっての総合的な取組みが、他法人に比べて評価が低いが、どのように認識すればよいか。

米内山部長 : 評価項目 2 番目の採点にあたっては、当該圏域の中でサービス提供していないと減点がかかる仕組みになっているため、その実績の有無からスタート地点が異なるという採点上の事情がある。A 法人については、当該圏域内のサービス提供実績はないという減点要素はあるが、それ以外の今後圏域内で運営をしていく方針、考え方方が評価できるということで、総合的に高い評価になっている。そのため、サービスを実際に提供している他の法人に比べて、具体的な支障があったわけではない。

井野委員長 : 「大和蒲町地域包括支援センター設置運営事業委託契約 受託候補者の選定について」は承認としてよろしいか。

(一同了承)

井野委員長 : それでは、当議案を承認とする。

(3) 指定介護予防支援事業所の更新について
山崎介護財業支援課長から説明（資料 5）

【質疑応答】

なし

井野委員長 : 「指定介護予防支援事業所の更新について」は承認としてよろしいか。

(一同了承)

井野委員長 : それでは、当議案を承認とする。

4 その他
なし

5 閉会

仙台市介護保険審議会
地域包括支援センター運営委員会
(第8期計画期間 第1回会議)

日時：令和3年7月1日（木）午後5時から
場所：仙台市役所本庁舎2階 第二委員会室

次第

1 開会

2 報告

- (1) 令和3年度地域包括支援センターの事業計画について
- (2) 地域包括支援センターの事務所移転等について

3 議事

- (1) 令和3年度地域包括支援センター事業評価及び指導の実施について
- (2) 地域包括支援センター設置運営法人の公募について
- (3) 令和3年度地域包括支援センター運営委員会スケジュール（予定）について

4 その他

5 閉会

資料一覧

【資料 1】令和 3 年度地域包括支援センターの事業計画について

【資料 1－1】令和 3 年度 地域包括支援センター運営にあたっての基本方針等

【資料 2】地域包括支援センター一覧（令和 3 年 5 月 1 日現在）

【資料 3】令和 3 年度 地域包括支援センター事業評価及び指導の実施について

【資料 3－1】令和 3 年度 事業評価Ⅱ 地域包括支援センター自己評価の着眼点

【資料 3－2①】事業評価Ⅰ 地域包括支援センター用レーダーチャート（例）

【資料 3－2②】事業評価Ⅰ 市町村用レーダーチャート（例）

【資料 3－2③】事業評価Ⅰ 連携項目比較シート（例）

【資料 3－3】令和 3 年度 地域包括支援センター事業評価Ⅱ 総括票

【参考資料 1】地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）

【資料 4】七郷地域包括支援センター設置運営法人の公募について

【資料 5】令和 3 年度地域包括支援センター運営委員会スケジュール（予定）

**仙台市介護保険審議会 地域包括支援センター運営委員会
(第8期計画期間 第1回会議) 議事録**

**日時：令和3年7月1日（木）17:00～18:10
場所：仙台市役所2階 第二委員会室**

〈出席者〉

【委員】

井野一弘委員長、岩渕秀子委員、大内修道委員、駒井伸也委員、佐藤功子委員、清治邦章委員、橋本啓一委員、森高広委員、若生栄子委員 以上9名、五十音順

【仙台市職員】

米内山保険高齢部長（兼）高齢企画課長事務取扱、菖蒲地域包括ケア推進課長、小堀地域包括ケア推進課認知症対策担当課長、北村介護保険課長、佐藤地域包括ケア推進課推進係長、稻辺介護事業支援課居宅サービス指導係長

〈議事等要旨〉

1 開会

- ・ 会議公開の確認→異議なし
- ・ 議事録署名委員について駒井委員に依頼→駒井委員了承

2 報告

- (1) 令和3年度地域包括支援センターの事業計画について
菖蒲地域包括ケア推進課長から説明（資料1、資料1－1）

【質疑応答】

若生委員：地域包括支援センターと地域の関連団体とのネットワークづくりについてだが、センター所長が変わったことで、今までできていた連携が切れ気味になってしまうことが考えられる。所長の力量や関連団体との個人的な繋がりもあるかもしれないが、所長が変わることで連携が切れてしまうというのはとても残念なことだと思う。所長が変わったとしても、きちんと連携をつなげていくようにしていただきたい。
また、コロナ禍でのセンターの活動が、蔓延防止や緊急事態宣言下では動けない場合もあるが、どのように活動しているか、地域の方達をどのように支援していくかについてもう少し考えて、どういう繋がりをしていったらいいかを考えていただけたらありがたい。

菖蒲課長：所長などが変わった場合でも地域との繋がりが切れてしまうことがないようにという

ことについては、本市としてもそのように思っている。センターも委託業務が始まつて大分長くなっていますが、職員の交代はやむを得ない部分もあるとは思う。しかし、センターの業務は、地域との連携を一番大事に進めていかなければならない。仙台市としても地域づくりについては、かねて重視しており、毎年、センターの職員向けの研修等を開催する中で、地域づくりに関する事例の共有等をしている。引き続きそういう取組みを進め、職員の異動があっても、地域との関係が途切れることのないように支援していきたい。

次に、コロナ禍での事業や地域とのつき合いのあり方についてである。昨年度は、コロナが急拡大した際に、仙台市としてもどのようにつき合ったらしいのかというすべを十分に持ち合わせておらず、センターで開催している介護予防教室などを中止した時期もあった。その後、消毒を徹底する、ソーシャルディスタンスを取るといった、事業の取組み方について大分ノウハウを蓄積した。本市からも、コロナ禍におけるイベントの開催の仕方についての通知を発出しており、そういうものもセンターと共有しながら取組みを進めている。本年度は中止ということではなく、地域の状況も踏まえながら、開催できる合意ができるところについては様々な事業を開催していきたいと考えており、取組みが進むようにしていきたい。

橋本委員：センターの運営に関する基本方針の中で、コロナ対応、認知症対策、介護予防の3点がキーワードとして挙げられた。

コロナ禍での対応は、それぞれのセンターが相当苦労しながら、一生懸命取り組んでいるが、そういうことや認知症対策について、各センターが何らかの形で、方針として触れることができると嬉しいのではないかと思う。

もちろん一律に基本方針を同じようにするということではないが、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中に、センターの取組みの推進について、主なものを10項目ほど書いているので、この点をセンターが理解した上で、1年間の基本方針の活動の中に取り入れていくとよかったです。

それぞれの運営基本方針が示されたわけだが、不足しているところ、ぜひ取り組んで欲しいところ、また、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に記載されている取組みについては、積極的に連携協力をしながら、各センターに取り組んでいただくようになるべきではないかと感じるがいかがか。

菖蒲課長：コロナ対応や認知症対策、介護予防については、仙台市としても重視しており、今回センターにおいて計画を立てる前に、この審議会で以前ご審議いただいた本年度のセンターの運営方針を、前もってセンターへ知らせている。その中にはコロナ対策や認知症施策、介護予防が重点事項等として記載されており、それを確認した上で、各センターの基本方針を立てもらっている。

例えばコロナに関して、コロナ対策を項立てて計画を書いているところもあれば、そ

ういった項立てはないが、様々に要素としてちりばめているセンターも多くあった。基本方針を立ててもらうにあたっては、区役所でも事前に提出いただいたものを確認し、意見交換も行いながら策定している経過がある。まさに今起こっているコロナの話や認知症対策などの重視していることを踏まえて方針を記載しているセンターもあれば、別な考え方で、何年も地域を見てきた中で、それぞれの方針を持っているセンターもある。仙台市として重視しているところはもちろんあるが、そういったセンターの方針がある場合、それも尊重しての記載となっている。

しかしながら本市では8期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画も3月に策定したところなので、その中身や重視している点については、様々な機会を通じてセンターに伝え、地域づくりについての取組みを進めていきたい。

橋本委員：それぞれのセンターの考え方を尊重しながらさらに連携を深めていくことはぜひお願ひしたいと思うが、基本方針として出されていないと、何をやるのかなかなかわからない部分もある。地域の格差はあってはならず、間に入りながら大変だと思うが、連携・協力していただければと思う。

一方で、地域の拠点として、センターに課せられる役割は重いものになっており、本来であれば区役所でやるはずの業務までセンターに任せられているというような話を伺うこともある。相当ご苦労しているセンターもあるようなので、しっかりと区役所との役割分担を行っていただきながら、スムーズな形でセンターが運営していただけるようにお願いしたい。

(2) 地域包括支援センターの事務所移転等について

菖蒲地域包括ケア推進課長から説明（資料2）

【質疑応答】

なし

3 議事

(1) 令和3年度地域包括支援センター事業評価及び指導の実施について

菖蒲地域包括ケア推進課長、米内山保険高齢部長から説明（資料3、資料3-1、資料3-2①、資料3-2②、資料3-2③、資料3-3、参考資料1）

【質疑応答】

森 委 員：事業評価の仕方について、業務監査の監査内容という基準は初めて記載されたと思う

が、その意図するところを教えていただければと思う。

菖蒲課長：これまででも事業評価Ⅱとしては、業務評価と業務監査の双方を実施していたが、業務監査については、基本的にできているべきものとの考え方の下、指摘事項があったときにだけ指摘するというような形になっており、総合的な評価には反映していなかった。しかし、実際に監査をする以上、業務監査についても、事務処理が適切になされているか、個人情報の保護が適切になされているか、相談ブースがきちんとあるか・仕切られているか、といった当たり前の部分についても、きちんとできているのであれば評価すべきと考え、今回は業務評価の中身だけではなく、業務監査も併せて、総合的に優れている・優れていないというような、評価をするという形に変更している。

森 委 員：評価をより厳正にする意図ということだと思うので、了解した。

橋本委員：令和3年度は、事業評価の対象が計19センターということで、年度で全体の約3分の1のセンター、単年度センター、そしてもう2センターが対象となるということであります。ほとんどのセンターが、本市の求める基準を満たしている状況の中で、残念ながら三角となっている、いわゆる「市が求める業務水準に達しておらず工夫改善を要する評価項目が1つ以上あったセンター」というところが2つあったが、どういった問題があったのか。

菖蒲課長：指摘は、いずれも総合相談・支援業務についてであった。相談記録が、次の人に十分に引継ぎができるかどうか不安な中身があったということで、その書類の書き方等について改善の要望をしたものである。書類は区役所等にも提出されており、その中でも改善状況について確認しているが、本年度も事業評価を行うので、その中でしっかりと改善状況について確認していきたい。

橋本委員：令和3年度は、改善した上でしっかりと取り組んでいただき、工夫改善が要するところがなくなるようにしていただければと思う。

清治委員：この事業評価は相互のセンターの結果がわかるものなのか。

菖蒲課長：結果については、どこのセンターがどういう評価だったということは他のセンターに知らせていない。ただ、優れた取組みがあった場合には事例集という形で取りまとめ、プラス面での共有をしている。

清治委員：基本方針を見ると、地域の人間関係が希薄であるとか、認知症のひきこもりの問題とか、各センターが同じような課題を持っているのではないかと思う。同じ法人の中で

あれば情報共有もできると思うが、優れたセンターの取組みを、具体的に直接聞きたいと考えるセンターもあるのではないかと思うが、その取組みはいかがか。

菖蒲課長：ご意見のとおり、郊外から街中まで様々な地域があるが、似たような課題を持っているセンターは多いと考えている。

本市でも年間10回程度、センターの職員を対象とした研修を開催しており、いくつかの研修ではその業務ごとに、事例の共有やセンターからの報告を行っている。そういうものは評判が良く、センターの職員からの報告は身近に感じられるようだ。机上の資料を読むよりは実例を通じた共有というのが有効だということで、そういう機会を引き続き設けるなどしていきたい。

井野委員長：他に質問等がなければ「令和3年度地域包括支援センター事業評価及び指導の実施について」は承認としてよろしいか。

(一同了承)

井野委員長：それでは、当議案を承認とする。

(2) 地域包括支援センター設置運営法人の公募について

菖蒲地域包括ケア推進課長から説明（資料4）

【質疑応答】

森 委 員：センターの基本的な役割の一つとして、依頼者の相談の受付に始まり、サービス調整までをワンストップで行うことがあるかと思う。

運営法人が年度途中で変更するということになれば、そのワンストップサービスの提供が一時的にも中断することになりかねない。そういう意味では、速やかに厳粛な審査をもって運営法人の選定を行っていただきたい。

もう1点、去年、大和蒲町センターが運営法人を変更した。今回は七郷センターということで、両方とも人材確保が難しいので辞めたいという理由であった。今後、といった運営法人が他にも見込まれるのか、チェックが今後必要になってくるかと思うが、いかがか。

菖蒲課長：まず運営法人の引継ぎ、選定に係る部分である。

本年度の委託業務は単年度契約という形であり、運営法人からの意向としても、これは全うするということである。したがって、引継ぎの時期としては年度替わりの3月末を考えている。昨年度、大和蒲町センターの法人を選定した際には、秋口以降、駆

け足で法人を選定することになった。引継ぎが非常に重要になると思うが、限られた時間となってしまったことが反省点であり、今年度は本委員会終了後速やかに公募の手続きに入りたいと考えている。

広く募集するという趣旨で、法人にお知らせしてから応募まで1か月程度の時間を設けるとともに、引継ぎを十分に行えるよう12月から3月の4か月間という長い期間をとっている。相談ケースについても支援が途切れることのないように、十分に引継ぎを行いながら、円滑な移行が進むように進めていきたい。

次に人員確保の問題である。人員確保が、福祉の業界においてはなかなか大変だということはよく聞くが、人員確保を理由として、センターの受託法人が辞退するというのは昨年度の公募が初めてのケースである。現在受託している法人においては、昨年辞退した若林区の大和蒲町、今回の七郷のほかに、泉区にも3つのセンターを受託している状況である。泉区の3センターについても確認しているが、そちらはいずれも継続する見込みで、契約も3か年の契約を締結しているので、すぐさま辞退ということにはならないだろうと考えている。ただ、そういう雇用に関する大変さがあると聞いてるので、仙台市としてはまずは業務負担の軽減について検討を進め、センターに対して支援をしていきたい。

森 委員：今、話していただいたことを具現化して、こういう運営法人の変更が場合については、遺漏なく引継ぎを行えるように、市としても指導を強化していただければと思う。また、運営法人が辞退するということは、今後ますますこの人材難の中においては考えられなくもないで、よく気配り目配りをして、その辺りのフォローもしていただければと思う。

清治委員：本日の会議でもセンターの負担という話が出ているが、私も産業医をしている立場上、過重労働ということが少し気になる。センターの方々の残業時間の把握についてはどのようにになっているか。

菖蒲課長：センターについては委託業務という形をとっており、一義的にはその受託した法人の中で適正に労働基準法等を守って業務を進めていただくものと考えているので、仙台市から残業状況の調査までには至ってはいない。

橋本委員：人員の確保は、やはりどの法人も相当な課題を抱えているとよく伺う。残念ながら今回は、大和蒲町に引き続いて自己都合で契約辞退ということであった。地域の方々に一番ご迷惑かけるところでもあるので、少なくとも他の3センターにはしっかりとサポートと連携、情報共有をしていかなければならぬ。そしてまた、こういったことが他のセンターにも起こることを防がなければならないということも念頭に入れていただきたい。

そのような中での公募になるわけだが、応募についての見込みをどのように立てているのか確認したい。

菖蒲課長：具体的に現時点でどれぐらい手を挙げてもらえるかという根拠は持ち合わせていない。昨年度、大和蒲町センターの募集を実施した際は、短い期間ではあったが、7者からの応募があったことから、本年度は応募期間を去年より長めにとっていること、FAX等を用いて市内の介護事業者に対して情報提供を行うこと等から、一定数の応募はあるものと考えている。

橋本委員：情報提供があるということで少し安心した。清治委員が指摘したが、やはりセンターの業務負担は相当増えてきており、そういう指摘や話はよく聞くところである。先ほども言ったが、やはり本来であれば区役所の業務であるものも、センターに相談してしまおうという方もたくさんいらっしゃるということもあるようだ。こういうことについて、センターに押し付けてしまうことなく、区役所からも、すぐこちらに引き継いでいただければ対応するよといった、連携協力はもとより役割分担についても、しっかりとサポートしていただくことが、センターの役割の充実・強化に繋がると思うので、よろしくお願ひしたい。

菖蒲課長：センターの業務の増加については本市としてもかねて認識しているところであり、特に今年度からは、追加で職員を雇用した場合の委託料加算の見直しを行っている。結果として、3月と4月を比較すると10以上のセンターで増員が図られていると把握している。この件についてはケアプランに上限を設定するというところも踏まえ、センターと意見交換をしながら、制度の見直しにこぎつけてきたという経過もある。引き続き、センターの業務負担の軽減について協議検討していきたい。
区との連携についてである。センターに現場で動いてもらうということは非常に多くあるが、難しいケースや複合的なケースについては、区役所に随時相談しながら対応を進めている。センターと同様に、区役所も業務が大変だというふうには把握しているが、そこはお互い大変な中でもさらに連携が進むように支援していきたい。センター向けの研修は区役所の職員も受講する機会があるので、そういった機会も通じて、センターと区役所の連携、顔の見える関係が一層進むように、仙台市としても準備をしていきたい。

橋本委員：あるセンターでは、生活保護の申請もセンターの方に相談して、そこでいろいろ一緒にになって動いて、業務外のところまで親身に一生懸命やってくださったようだ。そういった話も伺っていたので、今話していただいたような形で取り組んでいただきたい。

井野委員長：他に質問等がなければ「地域包括支援センター設置運営法人の公募について」は承認

としてよろしいか。

(一同了承)

井野委員長：それでは、当議案を承認とする。

(3) 令和3年度地域包括支援センター運営委員会スケジュール（予定）について
菖蒲地域包括ケア推進課長から説明（資料5）

【質疑応答】

なし

井野委員長：質問等がなければ「令和3年度地域包括支援センター運営委員会スケジュール（予定）について」は承認としてよろしいか。

(一同了承)

井野委員長：それでは、当議案を承認とする。

4 その他

【質疑応答】

若生委員：センターの認知度について質問・意見である。

先日、地域のある八百屋さんから、「あそこの奥さん、おつりの勘定がわからないんだよね」という情報をいただいて、それで、「何か困ったことないですか」と立ち話でその方のご主人に聞いてみたら、「いや、年も取っているし、女房も私も、だんだん物忘れがあつて困っているんですよね。腰も痛いし。」とのお話があった。80代のご夫婦で、「何か困ったら地域包括支援センターという、いろいろな相談に乗ってくれるところもあるし、民生委員さんもいるし、地域の住民の誰かに相談してもいいですよ」と言ったところ、「地域包括支援センターって何ですか」とのご返事であった。

私も今さらと思ったのだが、結局、普通の住民の感覚はまだそこなのだとも思った。例えば何かに関連してセンターの何たるかとか、あるいは自分が困ってセンターに行って相談するという段階であればわかるが、やはり自分で物忘れや衰えとかを意識していない・認識していない人にとっては、センターとは何だろうというものが普通の感覚なのだ。いろいろな相談ごとでいっぱいいっぱいになるかもしれないが、まずはセンターに行って相談して、そこでいろいろ振り分けてもらってもいいのである。そう

いうところがあるという周知をますますしていかないと、困った人はどこで誰に相談したらいいか、そのまま孤立状態でどんどん体や精神が悪化していくということを感じたので、なお周知というものをお願いしたい。

菖蒲課長：仙台市でも3年に1度、65歳以上の高齢者を対象にセンターの認知度について調査をしており、センターも知っているし何をやっているかもわかっている、また、何をやっているかわからないがセンターを知っているという方は、7割超となっている。ただ、地域には必ずしも65歳以上の方だけではなくて、若い方もいれば、介護保険などには縁遠い方もいると思われ、センター知らない方もまだまだいるというふうに承知している。

センターも地域に溶け込むために、銀行の窓口や商店等にチラシを置いてもらったり、地域の回覧版にお便りを入れたりという努力も行ってきており、高齢者には先ほどの認知度になっているのだと思うが、まだまだという部分もあると思う。地域で周知を図っていただく取組みについて、引き続き一層進めていきたい。

若生委員：どんなにすばらしい取組みをしても、住民が認知していかなければその住民にとってはないに等しいということなので、さらに周知するとともに、地域のいろいろな問題を掘り起こすという仕事もしていただきたいと思う。

5 閉会

